

違反是正事例（事例4－4）

テーマ < 重大違反対象物に対する告発による違反是正 令和3年 >

（公表・命令・告発・4項）

- 違反対象物の公表制度の創設をきっかけに、長年未是正であった違反対象物に対する違反処理を進め、命令、告発により違反が是正された事例

防火対象物の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 用途 | 物品販売店舗：(4) 項 |
| (2) 構造・規模 | その他構造 地上3階
延面積 2,022.43 m ² （消防実測） |
| (3) 収容人員 | 491人 |
| (4) 階段 | 屋内階段2系統 |
| (5) 消防用設備等 | 消火器・自動火災報知設備、誘導灯 |
| (6) 管理権原者等 | 所有者 法人代表者 A（所在地 他県）
占有者 法人代表者 B（所在地 同県他都市） |

	(4) 項	3階 店舗	46.00 m ²
(4) 項		2階 店舗	887.49 m ²
(4) 項		1階 店舗	1,088.94 m ² （うち風除室、下屋増築 201.45 m ² ）

1. 違反処理の概要

(1) 過去の指導経過

ア 当該対象物は、建築年月日は不明であるが、昭和55年の時点で、鉄骨平屋建ての倉庫として使用され、その後、無確認で倉庫から物品販売店舗へ用途変更を行い、さらに1階に風除室・下屋、2階及び3階を増築していた。

消防機関への防火対象物使用開始届は提出されていない。

イ 当消防本部として昭和55年から8回立入検査を実施し、その都度、防火管理、消防用設備等、火災予防条例関係等の違反を「立入検査結果通知書」で指摘しているが、違反処理に移行できていなかった。

ウ 平成27年度から政令指定都市の消防本部において「違反対象物の公表制度」が開始され、中核市消防本部においても実施するよう求められ、公表制度の実施が課題となった。

しかし、当該消防本部はこれまで違反処理の経験がほとんどなく、平成 27 年時点で 294 件の重大違反対象物があったが、「やったことがない」という違反処理への不安から、違反処理に踏み出せず、違反是正が足踏みしている状態であった。

エ 当時の担当者が違反処理マニュアルをもとに違反是正を進めていたが、未経験で幾度となく想定外の状況に陥る中、違反是正実務研修でお世話になった消防本部から助言を受けながら組織として違反処理を進めていた。

(2) 立入検査から警告までの経過

平成 28 年 2 月 16 日、立入検査を実施し、立入検査結果通知書を交付した。

(直近の立入検査から 10 年以上経過していた。)

(主な違反指摘)

- ① 防火管理者未選任 (消防法第 8 条第 1 項)
- ② 防火管理業務適正執行義務違反 (消防法第 8 条第 1 項)
- ③ 消防計画未届、訓練未実施 (消防法第 8 条第 1 項)
- ④ 防火対象物点検未実施 (消防法第 8 条の 2 の 2)
- ⑤ 消防用設備等維持管理義務違反 (消防法第 17 条第 1 項)

・自動火災報知設備

受信機蓄電池容量不足及び操作障害、感知器一部未警戒及び破損、ベル一部不鳴動、表示灯破損、警戒区域図未設置

・誘導灯

蓄電池容量不足 (過半)、一部未設置、一部破損及び不点灯

- ⑥ 屋内消火栓設備未設置 (建物全体)
- ⑦ スプリンクラー設備一部未設置 (1 階)
- ⑧ 非常警報設備 (放送設備) 未設置
- ⑨ 避難器具未設置
- ⑩ 排煙設備未設置 (1 階)

※占有者 B (以下「B」という。)に立入検査結果通知書を交付。

(3) 警告書交付までの経過

ア 平成 28 年 3 月 30 日、B から改善計画書が提出される。

消防用設備等の設置義務違反の欄に「閉店するしかない」と記されていたことから確認すると所有者が別にいることが判明。その後、建物の登記事項証明書を取得し、所有者が A (以下「A」という。)であることがわかった。

※立入検査実施時は、過去の経過から B が所有者だと思い込んでいた。

イ 消防法令違反及び建築基準法違反が多数存すること、消防用設備等の未設置違反など重大違反が多数あり人命危険が高いことなどから、違反処理を前提に関係者指導を継続した。

ウ 平成 28 年 6 月 10 日、建築部局と合同で違反調査 (実況見分) 実施。

A の会社に何度も電話連絡したが、A とは直接話すことが出来ず、常に代理人 C (以下「C」という。)が対応する状況であった。

6月中旬、Cに対し現地で建物の違反状況を説明、警告書を交付する旨の説明をした。

エ 所有者から直接供述を聴取しようとしたが、Cから頑なに拒否され、やむを得ず電話で聴取した内容を記録（電話受信簿記録）することとした。Bからは直接供述を聴取。平成28年8月30日、警告書をAへは、配達証明付き内容証明郵便で送付、占有者Bへは直接交付した。

履行期限は、①防火管理関係の違反は、平成28年10月28日まで、②消防用設備等関係の違反は、平成29年3月1日までとした。

(4) 警告から命令までの経過

ア 警告書交付後は、A及びBともに電話等で違反是正の進捗状況を確認していたが、履行期限経過後も警告事項はほぼ是正されなかった。

A側は、常にCが対応し「建物は占有権が強い」「自分達はどうすることも出来ない」「自分達は行政に協力し、社会貢献もしている。」という主張が続いた。消防本部としてAとの対話を何度も依頼したが、Cから「仕事で海外に行っている」「体調が悪く対応が出来ない。」「自分に権限がある」等、Aとの対面は拒否された。Aの違反性の認識、是正意思等については、代理人から確認し、電話受信簿に記録した。

イ Bは、隣接市におり直接面会・対話は可能であり、消防本部まで来ることもあり、対応は迅速であった。口頭では是正意思を示すものは是正されず、違反は放置されている状況であった。

ウ A及びBとも、違反の認識はあるが一向に動きがないことから、組織として命令を発動する方針を決定した。

エ 平成29年4月21日に命令発動前の実況見分を実施（B立会い）し、平成29年4月21日に弁明の機会の付与の通知書を交付した。（期日4月28日まで）

※弁明書は、双方から提出されなかった。

オ 平成29年10月13日に命令書を交付。

Aへは、配達証明付き内容証明郵便で送付、Bへは、直接消防本部へ来所させ手交した。Aへの命令書の配達記録確認後、当該対象物の出入口に標識を設置した。

カ 命令後も、A側は、「占有者に退去するように伝えたが言うことを聞かない」B側は、「Aは使用を認めている」など、お互いの主張は並行線で違反は是正されなかった。

キ Bは、県内において物品販売店舗を4店舗経営しており、そのうちの2店舗が当本部管内で営業していた。なお、当該消防本部管内で営業していた2店舗とも所有者から倉庫として賃貸契約し、消防機関や建築部局への申請や届出をせず、用途を倉庫から物品販売店舗へ変更、いずれも無確認で増築し、消防法令違反を発生させていた。

このことから、当該消防本部内にある他店舗に対しても所有者（別所有者）及びBに対して同日付けで命令書を手交し、当該店舗は所有者から強く退去を求められ、平成29年12月に退去したことにより、違反は是正された。

ク 建築部局も同日付で建築基準法令違反である旨の勧告書を交付した。

2 告発と違反処理の完結

(1) 告発に向けて

ア 命令の履行期限（平成30年4月12日）を経過したが、違反は是正されなかった。

命令以降も違反是正の意向を示さず悪質であること、屋内消火栓設備やスプリンクラー設備など重大な消防用設備等が設置されていないこと、不特定多数の人が使用する建物で火災が発生した場合の人命危険が高いことから組織として告発することを決定した。

イ 当該消防本部では、平成30年4月1日から違反對象物の公表制度が開始されたことから、

平成30年4月13日に違反調査を実施（実況見分・占有者の質問調書）、4月19日に公表通知書を交付し、5月7日に公表を行った。

ウ 当該事案については、命令前から顧問弁護士、警察部局及び建築部局に告発を視野に入れて相談や協力を求めていたが、命令後は、更に連携を強化して告発の下準備をした。

告発後の報道関係への発表については、捜査の関係上、情報漏洩により証拠物件の破棄や隠ぺいに繋がる恐れがあるため、警察部局から指示があるまで、控えるように助言を受けた。

(2) 告発及び違反是正

ア 平成31年1月15日、告発書を地元警察署に提出。

イ 平成31年1月16日、警察、建築部局及び当該消防本部で実況見分の打ち合わせを実施。

平成31年1月25日に警察の捜査令状による強制調査の立会い（県警本部、所轄警察署、建築部局、消防本部、警察が依頼した消防設備業者）を行った。

ウ 平成31年1月28日、警察からの報道発表の了承を受けて報道発表し、地元二社に記事が掲載された。報道発表後、すぐに占有者から1か月後に店舗を閉店し、その2か月後に退去する旨の連絡があり、店舗のwebページにも閉店のお知らせが掲載された。

その後、BからAに宛てた賃貸契約解除の申出書のコピーが提出された。

エ 令和元年5月9日、店舗が退去して空室状態となった事実を確認し違反是正となった。

オ 令和2年3月18日、警察署から検察庁へ書類送検され、令和2年4月8日、A、Bともに「不起訴」である旨の処分通知書が消防本部に到着した。その後、警察から捜査中に所有者側の代表取締役が代わったことなどから、実質的な経営者である相談役を送検したとの報告を受けた。

後日、担当検事から、不起訴（起訴猶予）とした理由として、①現在、当該店舗は閉店し退去しており、既に違反状態が改善されていること。②占有者Bは、経営していた県内外の関連店舗の違反状態をすべて改善していることなどである旨を聞いた。

令和2年4月14日、「不起訴処分理由告知書（起訴猶予）」が到着した。

(事例4-4) グループ検討

テーマ

＜ 重大違反対象物に対する告発による違反是正 ＞

1. 立入検査及び違反処理体制について

各消防本部の立入検査の実施体制及び未是正違反の違反処理体制について話し合ってください。また、違反対象物公表制度に基づく公表の対象となる違反について、どのように対応すべきかについても検討してください。

2. 立入検査結果通知書の名宛人について

本事案では、当初、立入検査結果通知書をBのみに交付して違反是正指導をし、その後Bからの情報と登記事項証明書からAを特定していますが、各消防本部ではどのように対応していますか。

立入検査結果通知書の名宛人を特定する場合、どのように進めることが適当かなど検討してください。

3. 関係者指導について

直接会うことが出来ない関係者に対する違反是正指導について、どのようにしたら良いかなど話し合ってください。

4. 建築部局との連携について

建築基準関係法令違反がある場合の建築部局との連携は、どのようにしていますか。

建築部局との連携方策などについて検討するとともに、各消防本部の実態などについて話し合ってください。

5. 告発について

本事案の告発相談、告発書の提出、報道対応、処分結果などについて検討してください。

また、各消防本部の未是正違反対象物に対する対応や警察部局、検察庁等への告発相談のタイミングなどについて意見交換してください。

アドバイザーが付加提示した課題及びその他グループで意見が出た内容の検討